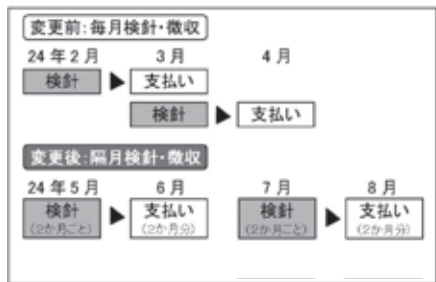


水道料金と下水道使用料

4月から2カ月分まとめたの支払いに変わります

水道料金と下水道使用料について、これまでの「毎月検針・毎月徴収」を、左図のとおり4月から2カ月に1回の「隔月検針・隔月徴収」に変更します。

水道・下水道の検針と料金・使用料について



水道メーターの検針は、2カ月ごと奇数月に行い、水道

料金と下水道使用料は、2カ月分まとめて偶数月での支払いとなります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、水道料金と下水道使用料の算定方法に変更はありません。

【漏水の早期発見】

検針が2カ月ごとになるため、漏水の発見が遅れる可能性があります。使用水量が普段に比べて多いときには、家庭内の蛇口を全部閉めた状態で水道メーターを確認してください。

水道メーターの中にある銀色のパイロットが回っていたら、漏水の可能性があります。漏水箇所が分かる場合は、

お近くの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。修繕費用などは使用者の負担となります。

【口座振替をご利用ください】水道料金や下水道使用料の支払いには、便利で確実な口座振替をご利用ください。

口座振替の手続きは市内の金融機関の窓口または上水



水道メーターのパイロット

道業務課で行うことができます。口座番号を確認できるものと通帳印を持参の上、手続きをしてください。

■問い合わせ先

水道業務課
 ☎0869-22-1325
 下水道業務課
 ☎0869-22-5151

外国人住民も対象に 住民基本台帳制度の改正

住民基本台帳法などの法律が改正され、7月9日から、外国人も日本人と同様に住民票に記載されます。
 ▼対象者 3カ月を超えて在留する外国人（中长期在留者や特別永住者など）

▽主な変更点

- ・住民票が作成されます。
- ・住所を変更するときには、転入届、転出届などの手続きが必要になります。
- ・入国管理局で在留資格や在留期間の変更を行った場合に、市の窓口での届出が不要になります。
- ・「外国人登録証明書」が廃止され、特別永住者には「特別永住者証明書」が、特別永住者以外の人には「在留カード」が交付されます。
- ・一定の期間、外国人登録証明書を特別永住者証明書・在留カードの代わりに使用することができます。

▽仮住民票の発行
 住民票記載の対象となる人には、5月頃に仮住民票を送付します。
 仮住民票が届いたら記載内容を確認してください。
 ▼特別永住者証明書の交付
 現在、「特別永住者証明書」の交付申請を受け付けています。ただし、特に希望する人以外は、事前申請の手続きをする必要はありません。

また、事前に交付申請を行った場合でも、特別永住者証明書の交付は、7月30日以降（予定）となります。詳しくは、次のホームページをご覧ください。

また、事前に交付申請を行った場合でも、特別永住者証明書の交付は、7月30日以降（予定）となります。詳しくは、次のホームページをご覧ください。

外国人住民に係る住民基本台帳制度について（総務省）
 HP http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei-gyousei/zairyu.html

新たな在留管理制度について（法務省入国管理局）
 HP http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_1/index.html

特別永住者の人の新制度について（法務省入国管理局）
 HP http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_2/index.html

■問い合わせ・申請先
 市民課
 ☎0869-22-1115



教育に必要な費用を援助します

就学援助・奨学金制度

市では、義務教育に必要な費用の援助や大学などの学資の貸し付けを行っています。

【就学援助制度】

経済的な理由で経費負担が困難な家庭の児童・生徒を対象に、学用品費や給食費などを援助しています。
 前年度に引き続き援助を希望する場合も申請が必要です。

▼申請期限 5月31日（木）

※これ以降も、翌年1月末日まで随時受け付けますが、受付翌月からの援助になります。

▽提出書類

- ①就学援助申請書
- ②児童扶養手当証書の写し
- ③委任状（所得証明発行用）
- ④家賃が分かるものの写し

（借家・借間の場合）

※②がある場合、③と④は不要です。

※①と③は教育委員会、各小・中学校、中央公民館、長船町公民館にあります。

【奨学金制度】

経済的な事情によって、修学が困難な学生を対象に、学資または育英上必要な資金を貸し付けます。
 奨学生の選考は、選考委員会で行います。

▽対象者

高等学校、学校教育法に基づく特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校の就学者

▼申請期限 6月29日（金）

▽提出書類

- ①奨学生願書
- ②出身学校または在学校長の奨学生推薦調書
- ③世帯全員の住民票
- ④在学証明書
- ⑤親権者を含む世帯全員の所得課税証明書（平成23年分）

※①と②は教育委員会、中央公民館、長船町公民館にあります。⑤は6月1日以降に発行されます。

■問い合わせ・申請先

総務学務課
 ☎0869-345640

下水道の供用区域を拡大

邑久地域の一部で、左図の区域のとおり公共下水道の供用を開始しています。

対象となる区域にお住まいの皆さんは、早期の接続をお願いします。

▽供用開始区域
 ・処理区名 邑久処理区
 ・区域名 福元と下笠加の一部区域

■問い合わせ先

下水道工務課
 ☎0869-22-5151

邑久処理区



今回供用開始区域 既供用区域

ねんぎんのおはなし♪

国民年金保険料が改定されます

平成24年度の国民年金第1号被保険者の月々の保険料は、平成23年度の保険料から40円減の14,980円となっています。また、保険料は前払い（前納）や口座振替を行うと割引があります。

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払	月々	14,980円	89,880円	179,760円
	前納		89,150円 (730円)	176,570円 (3,190円)
口座振替	毎月当月末振替	14,930円 (50円)	89,580円 (300円)	179,160円 (600円)
	前納		88,860円 (1,020円)	175,990円 (3,770円)

※かつこ内は、現金支払額を基準とする割引額です。

■問い合わせ先
 市民課 ☎0869-22-1790
 岡山東年金事務所 ☎086-270-7928